

豊岡市住民票の写し等本人通知制度実施要綱

平成25年7月22日豊岡市告示第174号

改正 平成28年3月28日豊岡市告示第116号

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）及び戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づき、住民票の写し等を代理人又は第三者に交付した場合において、事前の申出により登録された者（以下「事前登録者」という。）に対し、自己の住民票の写し等が交付された事実を通知すること（以下「本人通知制度」という。）により、住民票の写し等の不正請求を抑止し、不正取得による個人の権利の侵害を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住民票の写し等 次に掲げるものをいう。

ア 住基法の規定による住民票の写し、住民票に記載した事項に関する証明書、戸籍の附票の写し、消除された住民票の写し、消除された住民票に記載した事項に関する証明書及び消除された戸籍の附票の写し

イ 戸籍法の規定による戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本又は抄本及び除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書並びに磁気ディスクをもって調整された戸籍又は除かれた戸籍に記載されている事項の全部又は一部を証明した書面

(2) 本人の代理人 事前登録者の代理人（法定代理人を除く。）をいう。

(3) 親族等の代理人 次に掲げる者のうち、前号に該当する者を除いたものをいう。

ア 住基法第12条第1項又は第20条第1項の規定により住民票の写し等の交付を請求することができる者の代理人

イ 戸籍法第10条第1項（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等の交付を請求することができる者の代理人

(4) 第三者（個人） 次に掲げる者のうち、個人（第6号に該当するものを除く。）をいう。

ア 住基法第12条の3第1項若しくは第2項又は第20条第3項若しくは第4項の規定により住民票の写し等が必要である旨の申出をする者

イ 戸籍法第10条の2第1項又は第3項から第5項まで（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等の交付を請求することができる者

(5) 第三者（法人） 前号ア又はイに掲げる者のうち、法人（第6号に該当する

ものを除く。)をいう。

(6) 第三者(八業士) 第4号ア又はイに掲げる者のうち、次に掲げるものをいう。

- ア 弁護士(弁護士法人を含む。)
- イ 司法書士(司法書士法人を含む。)
- ウ 土地家屋調査士(土地家屋調査士法人を含む。)
- エ 税理士(税理士法人を含む。)
- オ 社会保険労務士(社会保険労務士法人を含む。)
- カ 弁理士(特許業務法人を含む。)
- キ 海事代理士
- ク 行政書士(行政書士法人を含む。)

(対象者)

第3条 本人通知制度の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住基法の規定により市の住民基本台帳に記録されている者(消除された住民票に記録されている者を含む。)
 - (2) 住基法の規定により市の戸籍の附票に記録又は記載されている者(消除された戸籍の附票に記録又は記載されている者を含む。)
 - (3) 戸籍法の規定により市の戸籍に記録又は記載されている者(除かれた戸籍に記録又は記載されている者を含む。)
- 2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失踪の宣告(民法(明治29年法律第89号)第30条に規定する失踪の宣告をいう。以下同じ。)を受けた者は、対象者としなない。

(事前登録の申出)

第4条 本人通知制度の利用を希望する者(以下「申出者」という。)は、豊岡市本人通知制度事前登録申出書(以下「申出書」という。)により、申し出るものとする。

- 2 市に住民票がない申出者は、申出書に併せて申出者にかかる住民票の写しその他の住所を証する書類を市長に提出しなければならない。ただし、市に当該申出者の戸籍の附票がある場合は、これを省略することができる。

(代理人による申出)

第5条 前条の規定による申出は、代理人により行うことができる。この場合において、法定代理人以外の代理人にあっては、申出者が疾病その他やむを得ない理由により自ら申し出ることが困難な場合に限る。

- 2 前項の規定により申出をしようとするときは、代理人は、前条に定めるもののほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を提示し、又は提出しなければならない。

- (1) 法定代理人 戸籍謄本その他その資格を証明する書類。ただし、市に備付けの公簿等によりその資格が判明する場合には、これを省略することができる。
- (2) 法定代理人以外の者 委任状その他その代理権を明らかにする書類
(本人確認の方法)

第6条 申出者又はその代理人（以下「申出人」という。）は、事前登録を申し出るときは、当該申出人が本人であることを証するため、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示しなければならない。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) その他官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

2 前項の規定にかかわらず、申出人がやむを得ない理由により同項のいずれの書類も提示することができない場合は、申出人が本人であることの説明を求め、かつ、同項各号に掲げる書類に準ずるものとして市長が適当と認めるものを提示し又は提出させることにより、本人であることの確認を行うことができるものとする。

(郵便等による申出)

第7条 申出人が、次の各号のいずれかに該当するときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により、第4条及び第5条に規定する申出を行うことができる。

- (1) 疾病その他やむを得ないと市長が認める理由により受付窓口において直接申出ることができない場合
- (2) 他の市区町村に居住している場合

(事前登録)

第8条 市長は、第4条及び第5条の規定による申出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは豊岡市本人通知制度事前登録者名簿に登録する。

2 事前登録は、申出を受け付けた日の翌日（その日が市の休日（豊岡市の休日を定める条例（平成17年豊岡市条例第2号）第2条に規定する市の休日をいう。以下この項において同じ。）に当たる場合は、その翌日以後においてその日に最も近い市の休日でない日）に行うものとする。

(登録期間)

第9条 前条第1項の規定により事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）の登録期間は、当該事前登録をした日から起算して2年経過後の最初の8月31日までとする。

2 事前登録者は、登録期間の満了後も当該事前登録を継続しようとするときは、当該登録期間の満了の日の1月前から満了の日の前日までに、申出書により当該事前登録の更新について市長に申し出なければならない。

3 第4条から前条まで及び第1項の規定は、前項に規定する申出について準用する。

(登録事項の変更又は廃止の届出)

第10条 事前登録者は、氏名、住所、本籍その他登録事項の内容に変更が生じたとき又は事前登録を廃止しようとするときは、豊岡市本人通知制度事前登録(変更・廃止)届出書により、市長に届け出なければならない。ただし、氏名、住所又は本籍に変更が生じたことが、市に備付けの公簿等により判明する場合は、これを省略することができる。

2 第4条から第7条までの規定は、前項に規定する届出について準用する。

(事前登録の抹消)

第11条 市長は、事前登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事前登録者に係る事前登録を抹消するものとする。

- (1) 登録期間が満了し、登録更新の申出がなかったとき。
- (2) 廃止の届出があったとき。
- (3) 事前登録者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたとき。
- (4) 事前登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第92号)第12条第1項の規定により職権で住民票を消除したとき。
- (5) その他市長が事前登録を抹消する理由が生じたと認めたとき。

(事前登録者への通知)

第12条 市長は、第2条第2号から第6号までに掲げる者(以下「交付請求者」という。)からの請求又は申出(以下「請求等」という。)により事前登録者の住民票の写し等を交付したときは、当該事前登録者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した住民票の写し等交付通知書により通知するものとする。この場合において、交付請求者が第2条第2号に規定する者であるときは、当該交付請求者の氏名その他市長が必要と認める事項を併せて通知するものとする。

- (1) 当該住民票の写し等の交付年月日
- (2) 当該住民票の写し等の種別及び通数
- (3) 交付請求者の種別

2 前項第2号に規定する種別とは、第2条第1号に規定するもののいずれかの別をいう。

3 第1項第3号に規定する種別とは、次に掲げるもののいずれかの別をいう。

- (1) 本人の代理人
- (2) 親族等の代理人

- (3) 第三者（個人）
- (4) 第三者（法人）
- (5) 第三者（八業士）
- （その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月2日から施行する。

附 則（平成28年3月28日豊岡市告示第116号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の第6条第1項第1号の規定の適用については、住民基本台帳カードは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第28号）第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第9項の規定によりその効力を失うまでの間は、個人番号カードとみなす。